

価格公示方式による市有地売却実施要領

1 利用条件

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)及び建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)を遵守すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する営業の用に供してはならないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号及び第 4 号に規定する者の事務所の用に供してはならないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならないこと。

2 申込資格等

- (1) 法人、個人を問いません。
 - (2) 市内居住の有無を問いません。
 - (3) 次に掲げる者には申込資格がありません。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ていない者
 - ③ 市町村税等に係る徴収金に滞納が有る者
 - ④ 暴力団対策法第 2 条第 2 号、第 6 号及び第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ⑤ 団体規制法第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている団体に属する者
 - ⑥ 「1 利用条件」に反して利用しようとする者
- ※上記(3)に該当する者による申込みが判明したときは、判明した時点で失格とします。また、既に売買契約を締結していた場合は、飯塚市は契約の解除権を行使し契約は失効しますが、それらの責めは申込者が負います。

3 申込方法等

(1) 申込方法

市有地購入申込書に必要な事項を記入して押印のうえ、添付書類を添えて飯塚市役所財産活用課に申込みをしてください。添付書類は、物件ごとに提出してください。

[添付書類]

- ① 住所地(市町村)で発行する市町村税の「滞納のない証明書」
- ② 法人の場合：法人の履歴事項全部証明書(法務局にて交付)及び役員一覧
個人の場合：身分証明書【本籍地(市役所又は町村役場)にて交付】
- ③ 誓約書兼承諾書

※上記①、②は原本を添付してください。

※複数で応募される場合、上記①、②、③は構成員全者分を提出してください。

4 購入者(売却相手方)の決定方法

- (1) 上記申込受付期間に申込みを行った者を先着順により購入者と決定します。

ただし、同一日付で複数の申込みがあった場合は、同着とみなし、くじにより購入者(売却相手方)及び補欠者を決定します。

- (2) くじを行う日時等については、改めて通知するものとします。くじ引きには本人又は代理人（代理人が出席の場合は委任状が必要）が出席してください。出席されない場合は、当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- (3) 補欠者は、前順位の資格者が資格を失ったとき（契約締結期限までに契約を締結しないとき又は売買代金を納付期限までに納付しないときを含む。）に資格を取得するものとします。

5 売買契約の締結

売買契約は、売却決定通知日から7日以内に締結するものとします。契約締結期限までに契約を締結しない場合は資格を取り消します。

6 売買代金等の納付

- (1) 売買代金及び所有権移転登記等に関する費用については、売買契約締結後14日以内に一括納付することを原則とします。
- (2) 売買代金等の納付期限は、(1)にかかわらず、売買契約締結日の翌月の末日まで延長することができます。その場合、売買代金の10%以上の額を契約保証金として契約時に納入していただきます。また、契約保証金は売買代金の一部に充てることができます。
- (3) 売買代金等を納付期限までに納付できない場合は、締結した売買契約を解除します。

7 売却相手方の負担する費用と所有権移転等

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙や添付する印鑑証明書など契約に関して要する一切の費用は、売却相手方の負担となります。
- (2) 売買代金が完納されたときに所有権が移転し、物件を引渡したものとします。
- (3) 所有権移転登記は物件の引渡し後に市において行います。また、所有権移転登記と同時に「所有権移転解除の定」の特約事項の付記登記を行います。所有権移転登記等に関する事務費や法務局に納付する登録免許税などの契約履行に関して要する一切の費用は、売却相手方の負担となります。
- (4) 所有権移転登記の際に法務局へ納付する登録免許税は、市が指定する方法により納付してください。

8 その他

【共通事項】

土壌調査、地盤調査及び地下埋設物調査は行っておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下及び地下埋設物が発見されても市は一切責任を負いません。